

令和7年度学会等参加時の保育・介護支援制度要領

1 目的

山形大学(以下「本学」という。)に勤務する教職員等の仕事と育児・介護の両立を支援するため学会等参加時の託児、ベビーシッター、介護支援施設、ホームヘルパー等の利用料金の一部を補助することを目的とする。

2 補助の対象者

補助の対象となるのは、本学に所属する国立大学法人山形大学職員人事規程別表に掲げる職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、研究専任教授、研究専任准教授、研究専任助教、特任研究員、医員(年俸制の者に限る。)及び山形大学研究員等取扱規程に掲げる研究員のうち、博士研究員並びに大学院各研究科博士後期課程及び医学系研究科博士課程医学専攻に在学する学生で国内外の学会(付随する会議を含む)等へ参加するために託児、ベビーシッター、介護支援施設、ホームヘルパー等を利用する者のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 小学校6年生以下の子どもを養育している者
- (2) 要介護認定1以上の同居家族(別居の実父母、義父母、養父母を含む)を介護している者

なお、研究員については、週30時間以上研究に従事する者に限る。

3 補助額

補助される額は、対象となる子ども又は要介護者一人あたり年間一万円(源泉徴収分を含む)を限度とする。

4 申込方法

本制度の利用を希望する者は、次に掲げるものを学会等参加の1週間前までにダイバーシティ推進室に提出(電子申請)する。

- (1) 利用申請書
- (2) 母子健康手帳又は介護保険被保険者証の写し等
- (3) 預金口座振込依頼書(初回のみ。ただし、旅費等の振込先と同じ場合には提出不要。)
- (4) 「研究者等受入許可証」の写し(博士研究員の場合のみ)
- (5) 「学生証の写し」等(学生の場合のみ)

なお、(4)および(5)は申請者が支援対象者であることを確認するための書類として提出すること。

5 請求方法

本制度を利用した者は、利用後、速やかに次に掲げるものをダイバーシティ推進室に提出(電子申請)する。

- (1) 支払請求書
- (2) 領収書
- (3) 参加した学会等の名称と日時がわかる資料の写し